平成２４年（フ）第２８８２号
大阪市港区市岡１丁目17番４号
破産者　ダイレクトオフィスこと　瀬野　正勝
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９２１号
大阪市生野区巽南５―15―22―Ｄ―６、住民票上の住所大阪市平野区平野宮町１丁目１番19号
破産者　中野　　修
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９３８号
大阪府豊中市南桜塚４丁目12番35―208号
破産者　瓜田　俊喜
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９５２号
大阪府豊中市宮山町２丁目16番７号
破産者　熊崎喜美雄
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０２９号
大阪府豊能郡能勢町平通101番地の720
破産者　水守　啓輔
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３３７号
堺市東区西野９番地６　ウォールストリートⅡ302号
破産者　坂井麻衣子
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７３２号
広島市中区舟入南１丁目８番８―212号、開始決定時の住所広島市安佐北区あさひが丘１丁目27番13号
破産者　小田かづ子
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９９８号
広島市安佐南区八木９丁目10番35―202号
破産者　樽岡　裕剛
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９９９号
広島市安佐南区八木９丁目10番35―202号
破産者　樽岡　節子
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１６号
大分市大字田尻418番地の９、開始決定時の住所大分市大字田尻521番地の16
破産者　池部　奉文
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３２号
北海道北見市寿町４丁目２番12―207号
破産者　真貝　栄介
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
北海道北見市留辺蘂町温根湯温泉97番地64
破産者　三浦　幸彦
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
北海道紋別郡湧別町緑町175番地
破産者　江島　昭一
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
北海道紋別郡湧別町緑町175番地
破産者　江島菜穂子
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第２７２号
青森市大字駒込字桐ノ沢３番地46
破産者　木村　栄喜
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４２号
青森県八戸市大字中居林字中居林33番地３、前住所青森県八戸市大字根城字馬場頭10番地６
破産者　神山　伸一
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第２７号
青森県三戸郡南部町大字沖田面字沖中119番地２
破産者　田村　志麻
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２８０７号
神奈川県海老名市上今泉６丁目44番13号
破産者　佐々木秀徳
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８０８号
横浜市港南区上永谷２丁目16番19号　プレジールエムズ上永谷308号
破産者　永井　孝生
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部